新製品登録要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県土整備部の発注工事に係る新製品の土木工事及び建築工事の設計単 価表 (青森県県土整備部制定)(以下「単価表」という。)への掲載に関する取扱い について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新 製 品 単価表に掲載されていない主要材料・一般材料をいう。
 - (2) 主要材料 主要材料とは、アスファルト合材・生コンクリート・骨材・鉄筋コン クリート用棒鋼をいう。
 - (3) 一般材料 主要材料以外の材料をいう。

(登録の申請等)

- 第3条 登録の申請は、県内の事業場で製造・加工された主要材料・一般材料のうち、次 に掲げる要件に適合するものについて行えるものとする。
 - (1) 日本工業規格 (JIS) に規格の定めがある場合、それに適合する新製品
 - (2) 国及び県が定める共通仕様書(以下「共通仕様書等」という) に規格の定めがある場合、それに適合する新製品
 - (3) その他、これら以外の規格による新製品で、その規格によることに合理的な理由があると認められる場合
- 第4条 登録の申請は、次に掲げる書類を添付のうえ申請するものとする。
 - (1)新製品登録申請書(様式第1号)
 - (2) 新製品概要説明書(様式第2号)※製品の規格毎に作成
 - (3) その他参考資料
 - 1)日本工業規格(JIS)及び共通仕様書等、その他の規格の基準に合致している ことを証明する資料(試験成績表等)
 - 2) 製品カタログ等
 - 3) 会社概要、パンフレット等

なお、「新製品登録申請書(様式第1号)」については新製品毎に、「新製品概要説明書(様式第2号)」については製品規格毎に作成するものとする。

また、上記以外の資料についても必要に応じ提出を求めることが出来るものとする。

第5条 申請の受付は年 2 回とし、次に掲げる期間中に必要な書類を整備し、整備企画課 指導調査グループ又は建築住宅課営繕指導グループ(以下「事務局」という)まで 申請するものとする。なお、申請期間の最終日が休日等にあたる場合は、その休日 等の前日を申請期限とする。

- (1) 前期 5月15日~6月15日
- (2) 後期 11月15日~12月15日
- 2 申請方法は整備企画課ホームページにて公表するものとする。

(登録審査)

- 第6条 登録審査と審査結果の取扱いについては、次のとおり行うものとする。
 - (1) 申請された新製品の登録の可否については、県土整備部設計施工基準策定委員会 (以下「委員会」という。) で審査するものとする。
 - (2) 委員会の審査結果については、委員会終了後速やかに様式第3号により事務局から申請者に対して通知するものとする。
- 第7条 登録審査にあたり、県土整備部設計施工基準策定委員会技術管理専門部会(以下「専門部会」という。)による事前審査を実施するものとする。
 - 2 専門部会は必要に応じ情報収集、内容調査を行うことができる。

(登録等)

第8条 登録が認められた新製品については、事務局で市場取引価格を調査後に単価表に 掲載するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成18年2月23日より施行する。
- 2 新製品取扱要領(平成12年3月10日付け青技管第394号)は廃止する。
- 3 この要領は、平成18年7月21日改正。
- 4 この要領は、平成19年2月7日改正。

平成 年 月 日

青森県 県土整備部長 殿

会社名

住所 (〒 一)

申請者 印

新製品登録申請書

下記のとおり新製品の登録を申請します。

記

- 1 製品名
- 2 添付資料
- 3 その他

新製品概要説明書

No. 1

						受	付番号※1			
製品の名称・規格					開発年月		平成	年	月	
寸 法 等										
製品の概要・特徴										
該当する基準	項	目※該当するものに	この印	番号・基準等名称						
	日本工業規格									
W/1/ 021		共通仕様書	等							
		その他								
	基準	・試験等名称	外	見格値 試験値			判定	備考		
JIS、共通仕様書										
等規格への適合										
状況 ※₂										
製品単価	円/ (平成 年 月現在)									
	試験項目			試験年月日			試験結果等			
実証試験等の			Н .							
実施状況※2			Н							
			Н							
納入実績	国・地方公共団体等		本等	件			民間	:間 件		
主な納入実績等	納入年月日			工事等名			発注元名			
	Н									
	Н									
	Н									
	Н									

他の認定登録 の状況※2	認定項目;	※該当するものに○印	登録番号	登録月日		
	NETIS			Н		
	レッツ Bu	yあおもり		Н		
	青森県リサ	トイクル製品認定制度		Н		
	その他()		Н		
その他特記事項						
問合せ先	担当部署					
	担当者					
	電話番号					
	FAX 番号					
	E-mail					

- 注1)※1印箇所は記入しないで下さい。
- 注 2) 当該様式で記入しきれない場合は、別紙に整理して提出して頂いて構いません。なお、その場合は、当該様式欄に「別紙参照」と記載すること。
- 注 3) ※2 印欄については、記載内容が確認できる資料(試験成績表、品質管理資料、認定証の写し 等)を別途添付すること。

申請者殿

青森県県土整備部長 印

新製品登録審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった新製品について、登録審査を行ったところ下記の とおりの結果となりましたので通知します。

記

- 1 製品名
- 2 審査結果

可 · 不可

- 3 登録不可の理由※
- 4 登録後のスケジュール※

注)※印欄については、審査結果により適宜削除できるものとする。